

年 月 日

学籍番号		氏名	
------	--	----	--

静岡県中部看護専門学校長

出席停止について（通知）

学校保健安全法第19条及び静岡県中部看護専門学校健康管理規程により、出席停止を命じます。

該当	病名等	学校保健安全法施行規則第19条による出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで

☆上記のほか、感染症胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）も該当としている。

☆ただし、期間については、医師が感染のおそれなしと認めた場合はこの限りではありません。

登校許可証明書

1. 病名

2. 発病年月日 年 月 日

加療の結果、（ 日より）登校に支障ないことを証明します。

年 月 日

医師名

印